

オンライン診療のための医師非常駐診療所 開設届出書（標準様式）

年 月 日

（都道府県知事、保健所設置市長、特別区長） 殿

開設者 住所 〒

氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

医療法第8条第1項の規定により次のとおり診療所の開設について届け出ます。

診療所の名称							
開設の場所		〒 電話番号					
診療を行おうとする科目							
開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であつて、現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨							
開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であつて、同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨							
オンライン診療所のための診療所が開設の場所において必要と考える理由							
医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員		職 種	定 員	職 種	定 員	職 種	定 員
敷地の面積及び平面図							
建物の構造概要及び平面図							
※歯科医業を行う診療所であつて、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要							
開設の年月日							
管理者	住 所	〒 電話番号					
	氏 名						
診療に従事する医師（歯科医師）	氏 名						
	担当診療科名						

	診 療 日	
	診 療 時 間	
業務に従事する助産師	氏 名	
	勤 務 日	
	勤 務 時 間	
薬剤師が勤務するときは、その氏名		
急変時の対応について事前に合意した対面で診療可能な医療機関名 ※当該診療所の管理者が所属する医療機関が自ら対面で行う場合は当該医療機関名		

※ 「(医療機関向け) 基準等遵守の確認をするためのチェックリスト」を併せて提出すること

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>この場合において、医療法第7条第1項又は同法第8条第1項に規定する診療所の開設の申請等を受けた都道府県知事（当該診療所の開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）は、特例的にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設する必要性の確認にあたって、現状では、例えば、自宅でのオンライン診療の受診又は患者が必要とする医療機関の適時の利用が困難であり、オンライン診療の受診を希望する住民が存在する場合など、住民の受診機会が不十分であると考えられる理由の提出を求めること。</p> <p>また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月。以下「指針」という。）を遵守可能な体制が整っていること（以下（2）において同じ。）を实地調査も通じて確認し、当該診療所の管理者に対して「<u>医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）</u>」（令和8年3月27日医政発0327第5号厚生労働省医政局長通知。以下「<u>施行通知</u>」という。）に添付の別添3「<u>（医療機関向け）基準等遵守の確認をするためのチェックリスト</u>」及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（当該診療所の管理者が所属する医療機関が急変時に自ら対面で対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。（略）</p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>この場合において、実施計画の提出を受けた、都道府県知事は、指針を遵守可能な体制が整っていることを实地調査も通じて確認するとともに、当該医療機関の管理者に対して<u>施行通知に添付の別添3「（医療機関向け）基準等遵守の確認をするためのチェックリスト</u>」及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（オンライン診療を実施する医療機関が急変時に自ら対面で対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。（略）</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>この場合において、医療法第7条第1項又は同法第8条に規定する診療所の開設の申請等を受けた都道府県知事（当該診療所の開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）は、特例的にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設する必要性の確認にあたって、現状では、例えば、自宅でのオンライン診療の受診又は患者が必要とする医療機関の適時の利用が困難であり、オンライン診療の受診を希望する住民が存在する場合など、住民の受診機会が不十分であると考えられる理由の提出を求めること。</p> <p>また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月 <u>（令和5年3月最終改正）</u>。以下「指針」という。）を遵守可能な体制が整っていること（以下（2）において同じ。）を实地調査も通じて確認し、当該診療所の管理者に対して<u>別添のチェックシート</u>及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（当該診療所の管理者が所属する医療機関が急変時に自ら対面で対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。（略）</p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>この場合において、実施計画の提出を受けた、都道府県知事は、指針を遵守可能な体制が整っていることを实地調査も通じて確認するとともに、当該医療機関の管理者に対して<u>別添のチェックシート</u>及び急変時の対応について事前に合意した対面で対応可能な医療機関名（オンライン診療を実施する医療機関が急変時に自ら対面で対応を行う場合は当該医療機関名）の提出を求めること。（略）</p>

(略)

(削除)

(略)

別添 オンライン診療の適切な実施に関する指針 チェックリスト